

**障害者居宅介護サービス重要事項説明書**

平成30年4月1日現在

**1. 当施設のサービスについての相談窓口**

担 当 部 署	虹ヶ丘ホームヘルパーステーション
担 当 者	平野 かおり
連 絡 先	0772-43-2389 (午前8:30~午後5:30)

**2. 事業所の概要**

事業所の種類	指定居宅介護事業所 平成18年10月1日指定 京都府2612000048号
事業所名	虹ヶ丘ホームヘルパーステーション
所在地	京都府与謝郡与謝野町字岩屋小字庄内600番地3
連絡先	TEL 0772-43-2389 FAX 0772-44-2060
施設長氏名	石本 晃一
営業日	毎日
営業時間	午前6:00~午後10:00
緊急時の連絡先	TEL 0772-43-2389 (当方より担当者に連絡いたします)
サービス実施地域	与謝郡与謝野町
事業所が行っている他の業務	指定訪問介護 平成12年4月1日 京都府指定第72000029号

**3. 職員体制**

	資格	常勤	非常勤	合計
管 理 者	社会福祉士・介護支援専門員	1名(兼務)		1名
サービス提供責任者	介護福祉士	1名		1名
居宅介護従事者	ヘルパー2級		3名	3名
	介護職員初任者研修		2名	2名
※ 上記の他、併設事業所の介護職が兼務します。				

当事業所では、利用者に対して指定居宅介護を提供する職員として上記の職員を配置しています。

**4. 運営方針**

虹ヶ丘は「ホームのようなまち、まちのようなホーム」を目標としています。  
ホームヘルパーステーション部門では、居宅介護計画をもとに、利用者がその人らしい日常生活を営めるように、また生活の質が向上するようにサービスを提供したいと考えています。

**5. サービス内容**

身体介護	ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。
家事援助	ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。
ホームヘルパーについて	サービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交代してサービスを提供します。利用者から特定のホームヘルパーを指名することはできませんが、ホームヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、ご遠慮なく相談ください。

サービス提供について	<p>サービスは、居宅介護計画にもとづいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。</p> <p>サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。（ホームヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただく場合があります。）</p>
ホームヘルパーの禁止行為	<p>サービス提供にあたって、次に該当する行為は行いません。</p> <p>① 医療行為</p> <p>② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり</p> <p>③ 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受</p> <p>④ 利用者の家族等に対するサービス提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者以外のものに係る洗濯・調理・買物・布団干し</li> <li>・ 利用者が使用する居室等以外の掃除</li> <li>・ 来客の応接（お茶・食事の手配等）</li> </ul> <p>⑤ 「日常生活」に該当しない行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 草むしり、花木の水やり、犬の散歩等ペットの世話</li> </ul> <p>⑥ 「日常的に行われる家事」の範囲を超える行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家具・電気器具等の援助、修繕、模様替え</li> <li>・ 大掃除、窓ガラス拭き、床のワックスかけ</li> <li>・ 室内外、家屋の修理</li> <li>・ 植木の剪定等の園芸</li> <li>・ 正月・節句等のために特別な手間をかけて行う調理</li> </ul>

## 6. 利用料金

利用者負担額	<p>上記サービスの利用に関しては、通常9割が自立支援給付費の給付対象となります。事業者が自立支援給付費を代理受領する場合には、利用者は利用者負担分としてサービス料金の1割を上限とする料金（応能負担）を事業者にお支払いいただきます。</p> <p>ホームヘルパーが2名で訪問する必要がある場合は、利用者の同意を得た上で2倍の利用者負担額をいただきます。</p>
利用者負担額の上限等について	<p>自立支援給付費対象のサービス利用者負担額は上限が定められています。利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。</p> <p>当事業所において利用者負担の上限管理を担当し調整を行います。</p>
交通費	<p>サービスの実施地域を越えて訪問介護を行う場合、要した交通費の実費をいただくことがあります。</p>
お支払い方法	<p>お支払方法は、口座振替を原則とさせていただきます。所定の口座振替依頼書に記入の上、サービス担当者にお渡し下さい。口座振替をご希望されない方につきましては、銀行振込により指定の口座にお支払いください。毎月10日頃に前月分の請求書をお渡ししますので、受領後10日以内にお願いたします。</p> <p>※領収書の再発行はできませんので大切に保管していただきますようお願いいたします。</p>

<指定居宅介護単価表>

(単位：円)

		単位	2人の居宅介護従事者による場合	夜間もしくは早朝の場合 又は深夜の場合	緊急時対応加算 (月2回を限度)
身体介護	30分未満	248	×200/100	早朝(午前6時～午前8時) 夜間(午後6時～午後10時) +25/100  深夜(午後10時～午前6時) +50/100	1回につき100単位を加算
	30分以上60分未満	392			
	60分以上90分未満	570			
	90分以上120分未満	651			
	120分以上150分未満	732			
	150分以上180分未満	813			
	180分以上	894に30分を増すごとに+81			
家事援助	30分未満	102			
	30分以上45分未満	148			
	45分以上60分未満	191			
	60分以上75分未満	231			
	75分以上90分未満	267			
	90分以上	301に30分を増すごとに+34			
初回加算		1月につき200単位を加算			
利用者負担上限額管理加算 (月1回を限度)		1回につき150単位を加算			
福祉・介護処遇改善加算(Ⅰ)		+所定単位×303/1000			

居宅介護サービスの対象外サービスは、基本料金に合計して請求させていただきます。

## 7. 利用者負担について

[利用者負担に関する月額上限]

1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「応能負担」については、所得に応じて月額負担額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。詳しい区分、利用者負担につきましては、市町村より交付される『障害福祉サービス受給者証』に記載されております。

## 8. 緊急時の対応

サービス提供中に体調の変化などがあった場合は、予めお知らせいただいた緊急連絡先に連絡し、処置をご相談いたしますが、万一、連絡がとれない場合には居宅介護員の判断により救急車を呼ぶ等の処置をとらせていただく場合があります。

また、本人又は介護者の体調不良等、緊急かつ相当の理由があると判断される場合に、担当のサービス計画作成事業所と相談の上で、サービスの提供が柔軟に行えるよう努めます。

緊急時の連絡先 43-2389 (ホームヘルプステーション直通)

緊急時の対応可能時間帯 8:30～17:30

## 9. 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者家族、及び市町村、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする、また、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。

賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行います。

## 10. サービス内容に関する苦情

当事業所が提供したサービス、また居宅介護計画に基づいて提供されたサービスについて、苦情や相談があった場合には、速やかに対応を行います。

### (1) 当事業所の苦情相談窓口

担当部署	虹ヶ丘ホームヘルプステーション
担当者	平野 かおり
連絡先	0772-43-2389 (午前8:30~午後5:30)

### (2) 併設の居宅介護支援事業所・在宅介護支援センター

担当部署	虹ヶ丘在宅介護支援センター
担当者	下戸 和美・安見 寿美子・永島 美里・古川 直美
連絡先	0772-43-2012 (午前8:30~午後5:30)

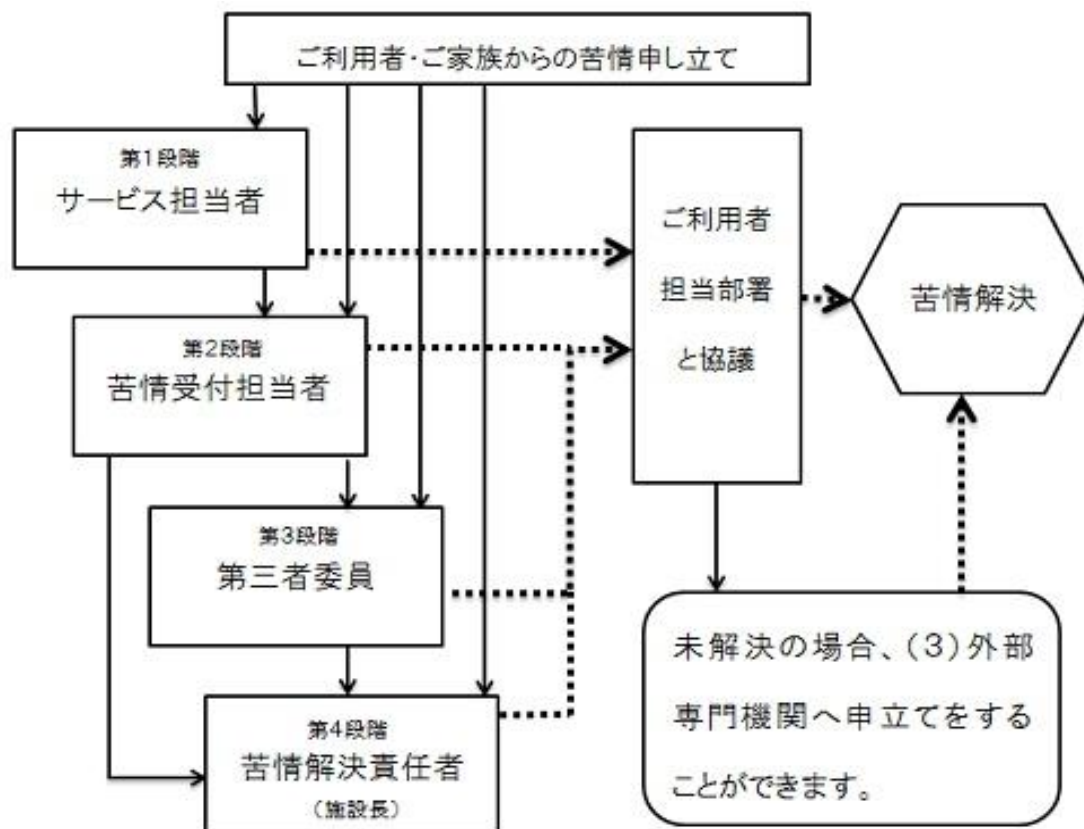
### (3) 第三者委員

氏名	岩崎文宏	井本美代子
連絡先	42-4547	43-1420

(4) 障害者自立支援制度や居宅介護サービスについては、下記の相談窓口もあります。

与謝野町福祉課	電話番号	0772-43-9021
京都府国民健康保険団体連合会	電話番号	075-354-9011
丹後保健所 健康福祉部企画調整室	電話番号	0772-62-0361
京都府社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	電話番号	075-252-2152

### (4) 苦情解決までの流れ



## 11. 法人の概要

名 称	社会福祉法人与謝郡福祉会
代 表 者	理事長 古板利一
所 在 地	京都府与謝郡与謝野町字加悦802番地7
電 話 番 号	0772-44-0015
法 人 の 実 施 す る 他 の 事 業	<p>介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）          長寿苑(伊根町)・虹ヶ丘(与謝野町)・岩滝あじさい苑(与謝野町)          やすら苑（与謝野町）</p> <p>軽費老人ホームケアハウス          福寿荘(伊根町)・虹ヶ丘(与謝野町)・岩滝あじさい苑(与謝野町)</p> <p>短期入所介護事業所（ショートステイ）          長寿苑(伊根町)・虹ヶ丘(与謝野町)・岩滝あじさい苑(与謝野町)</p> <p>通所介護事業所（デイサービス）          伊根デイサービスセンター・岩滝町デイサービスセンター          虹ヶ丘デイサービスセンター</p> <p>訪問介護事業所（ホームヘルプ）          虹ヶ丘ホームヘルパーステーション</p> <p>居宅介護支援事業所          伊根在宅介護支援センター・岩滝町在宅介護支援センター          虹ヶ丘在宅介護支援センター</p> <p>小規模多機能型居宅介護事業所          ふれあいホーム神宮寺・おきなぎの家</p> <p>認知症対応型通所介護事業所          岩滝あじさい苑ひより</p>

居宅介護サービス提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者  
所在地 京都府与謝郡与謝野町字岩屋小字庄内600番地3  
名称 虹ヶ丘ホームヘルプステーション  
施設長 石本晃一 (印)  
担当者 (印)

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護サービス利用についての重要事項の説明を受け、了承しました。

平成 年 月 日

利用者  
住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

代理人・立会人  
住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

私及び家族の個人情報については、障害者総合支援法に従い、私の居宅介護サービスを円滑に実施するために行うサービス調整やサービス担当者会議、またはサービス継続において必要な場合に必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

利用者  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)

代理人・立会人  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)